

(宿泊費)

第5条 宿泊費は、以下の各項に該当する際に支給することができる。

- 一 会務が2日以上に及ぶ場合
- 二 会務の開始時間または終了時間からみて、当日中の移動に支障がある場合
- 三 その他、担当理事が必要と認めた場合

2 宿泊費は、別表2に定める定額を支給する。

3 業務の必要性または自然災害その他のやむを得ない事由があるとして、事前に担当理事の承認を受けた場合には、本条第1項または第2項にかかわらず、実費を支給することができる。事前に承認を受けることができない合理的な理由がある場合については、この限りではない。

4 自宅宿泊等、宿泊費を必要としない場合には、宿泊費を支給しない。

(日当)

第6条 日当は一日当たりの定額とし、別表3に定める額を旅行日数分支給する。ただし、鉄道100キロメートル未満の旅行の場合の日当の額は、半額とする。

(パック商品)

第7条 交通費と宿泊費が一体になったパック商品を利用した場合で、その価格が第4条及び第5条により算出した費用より安価である場合には、交通費と宿泊費として当該パック商品の実費を支給する。

(出張に連続して別件を行う場合)

第8条 出張に連続して別件を行う場合で、別件で交通費・宿泊費・日当が支給される場合、それらを支給しない。

(支払い証明書等の提出義務)

第9条 第4条第2項第2号または第3号、第4条第4項、第5条第3項、第7条の支給を受けようとする者は、原則として領収書等支払いを証明するものを提出しなければならない。

2 出張者は、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等について報告書を提出しなければならない。

(委員会等出張手当)

第10条 理事または委員が理事会または委員会等への出席のために出張を行う場合で、第4条乃至第7条の支給を受けない場合、1回の出張につき別表4に定める額を上限として、出張に要する費用の一部を支給することができる。ただし、実費を超える支給は行わない。